



「消費生活」に関すること一人で悩まず、消費生活センターへご相談ください！

松伏町消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が、業者との連絡を行いあっせん解決するほか、必要に応じて専門の相談機関を紹介します。

消費生活相談に該当するか迷われた場合は、お気軽に松伏町消費生活センター（☎991-1854）※1又は年末年始を除いて毎日つながる消費者ホットライン（☎0570-064-370）へお電話ください。

※1 松伏町消費生活センター… 受付時間：月～木曜日（祝日を除く）
午前10時～正午、午後1時～4時
場 所：役場第二庁舎1階

【相談例】

■悪質商法に関すること

- ▶家の無料点検を頼んだら、多額の修理代を請求された。
- ▶身に覚えのない請求書や督促状が届いた。
- ▶振り込め詐欺、オレオレ詐欺の被害にあった。
- ▶注文に身に覚えのない商品が、家に届いた。
- ▶営業の勧誘電話を断ってもしつこく、困っている。

■多重債務に関すること

- ▶消費者金融から、多額の借金を重ねてしまって返せない。
- ▶借金的一本化を勧められたが、応じてよいかわからない。
- ▶ヤミ金からお金を借りてしまったが、取り立てが怖い。

■商品・契約に関すること

- ▶買った商品を使ったら、怪我をしてしまった。
- ▶洋服をクリーニングに出したら、紛失、変色、シミになってしまった。
- ▶高額な契約をしてしまったが、納得がいかないので解約したい。
- ▶賃貸住宅を退去する際、原状回復に高額な費用を請求された。
- ▶古くから使っている電化製品から火が出た。
- ▶購入した食品に異物が混入していた。

■インターネットに関すること

- ▶インターネットを利用中に誤ってクリックしたら、有料会員に登録され、高額な料金を請求された。
- ▶出会い系サイトでメールのやり取りをしているうちに、高額な費用を請求された。

■保険・金融に関すること

- ▶「近いうちに上場する」「値上がり確実」と未公開株購入を勧誘されているが、信用できるか。
- ▶保険の変更契約をしたら、知らないうちに不利なものに変えられた。



問合せ／生活環境担当 ☎991-1840



放射線量測定結果について

毎月第1木曜日に実施している、町公共施設の放射線量測定結果をお知らせします。

測定の結果、町の基準を超えている公共施設はありませんでした。

■測定日／4月7日(月)＜第104回測定＞単位はマイクロシーベルト毎時

※実施予定日が天候不良のため7日(月)に実施

	測定場所	測定値
最小値	金杉小学校(土の上)	0.062
最大値	老人福祉センター(土の上)	0.116

※町の基準…0.190マイクロシーベルト毎時(5市1町の基準は、測定の高さ地上1メートル0.230マイクロシーベルト毎時ですが、町では地上50センチメートルの高さにおける測定値が0.190マイクロシーベルト毎時を超えた場合は、放射線量低減化作業を行うこととしています。)

※その他の施設については、町ホームページをご覧ください。